

埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 ヤングケアラーの支援について検討するため、埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について具体的な検討を行う。

- 1 ヤングケアラーの支援に関する地域における支援体制整備について
- 2 ヤングケアラーの支援に資する公的サービス以外の生活支援サービスの創出・拡充及びその提供体制づくりについて
- 3 その他、ヤングケアラー支援について必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、委員の互選とする。
- 3 委員は、ヤングケアラーに関しての学識経験者、市町村のほか、福祉、教育、民間団体等から埼玉県福祉部地域包括ケア課長が選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 協議会は、議長が招集し、これを主宰する。ただし、議長不在のときは、埼玉県福祉部地域包括ケア課長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、埼玉県福祉部地域包括ケア課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。